サプライヤーCoC（取引行動規範）遵守宣言書

貴社グループへの商品供給にあたり、「**しまむら**お取引基準」および当社が提示する規程や基準と「**しまむら**グループサプライヤーCoC（取引行動規範）」の内容に同意し、これを遵守することを宣言します。
製造、納品全般に係る下請・二次下請企業に対し、遵守している事を確認しました。

1．しまむらグループサプライヤーCoC（取引行動規範）

項　目		内　　容
1	法令の遵守	従業員の権利保護はもちろんのこと、製品の製造、価格設定、販売および流通に関わるものを含め、適用されるすべての法令と規則を遵守すること。 本 CoC における「適用される法令と規則」は、地域または国の法令と規則、ならびに適用される条約および自発的な業界基準を含む。
2	児童労働の禁止	15 歳未満、または現地の法令に基づく最低雇用可能年齢、あるいは義務教育を終了する年齢に満たない児童を就労させないこと。 15 歳以上 18 歳以下の従業員を雇用する場合、その従業員に適用される一切の法令および規則を遵守すること。
3	強制労働および ハラスメントの禁止	不当な拘束による強制労働など、自由意志によらない労働者を就労させないこと。 従業員の尊厳を守り、体罰・暴力による脅しや身体的・性的・心理的、または、言葉によるハラスメント・虐待をしないこと。
4	差別の禁止	人種・民族・宗教・年齢・国籍・出身地・性別・性的嗜好・性自認・妊娠・婚姻・学歴・政治的意見、または障がい等を理由に、採用・給与・福利厚生・昇進・懲戒・解雇、または退職等の雇用および雇用慣行において差別をしないこと。
5	健康と安全基準の 遵守	適用されるすべての法令と規則を遵守し、安全で健康的な仕事場を従業員に提供すること。 飲料水・衛生施設が問題なく利用でき、火災発生時の安全確保および適切な照明・換気が確保されていること。（従業員寮がある場合は同様の基準を適用すること。）
6	労働時間と報酬	適用されるすべての「賃金および勤務時間に関する法令と規則」を遵守し、法令で義務付けられた福利厚生を提供すること。 この法令と規則には、最低賃金・時間外労働・最大労働時間・出来高給およびその他の報酬に関するものを含む。 特別な業務状況にある場合を除き、従業員を次のａ．ｂ．いずれか少ない方の時間を越えて働かせてはならない。 ａ．週 48 時間＋時間外労働 12 時間 ｂ．現地の法令で許されている通常および時間外労働の最大時間数、もしくは現地の法令で最大労働時間数に関する規程がない場合、通常の週労働時間数＋週時間外労働 12 時間。 特別な業務状況にある場合を除き、従業員は少なくとも 7 日ごとに 1 日の休日を取る権利を有する。
7	結社の自由および 団体交渉権の尊重	従業員が合法的に労働組合や連合などの組織を作り、団体交渉を行う権利を尊重し、これらに対し罰則を科すなど妨害をしないこと。
8	就業規則の周知	法令に基づいた就業規則を作成し、現地の言語で従業員が見やすい場所に掲示すること。
9	環境保全	適用されるすべての「環境に関する法令と規制」を遵守すること。 エネルギーや天然資源の使用量、廃棄物・排気・排水の処理を適正に管理し、環境汚染の防止、環境負荷の低減に努めること。 生物多様性の重要性を認識し、保全に努めること。
10	腐敗防止	贈収賄行為、記録や物証や証言の偽造、改ざんおよび隠蔽などの倫理に反する行為を行わないこと。 政治・行政とは健全かつ正常な関係を保ち、賄賂や違法な政治献金等を行わないこと。

項　目		内　　容
11	審査と CoC 遵守	サプライヤーは、**しまむら**商品管理部員の審査を承認すること。 審査には、生産現場、従業員寮の立ち入り調査や雇用事項に関連する書類を調査し、従業員と個人面談を行うことを含む。 本 CoC の遵守を証明するすべての資料を、現地に常備すること。
12	取引業者の CoC 遵守	資材供給元および下請・請負先等、商品の生産に関わる全ての取引業者に対し、本 CoC の遵守を要請すると共に、遵守の可否を取引の前提とすること。
13	是正措置	サプライヤーまたは生産工場、物流などのサプライチェーンにかかる委託先において、本 CoC に違反する行為があった場合、**しまむら**グループ全事業全部門で取引を一時休止とする。

２．製造、納品全般に係る取引企業　（流通加工と物流が一貫の場合は、流通加工欄に記載します。）

海外：縫製＿＿＿＿社　　流通加工（検品・検針・プレス等）＿＿＿＿社　　物流＿＿＿＿社

国内：縫製＿＿＿＿社　　流通加工（検品・検針・プレス等）＿＿＿＿社　　物流＿＿＿＿社